

本市の執行する条件付一般競争入札のうち測量・建設コンサルタント等に係るものについては、それぞれの入札公告（以下、「公告」という。）において示すもののほか、この共通事項に基づくものとする。

なお、電子入札の方法により執行する場合は、「都城市建設工事等電子入札上の注意事項」を参照すること。

## 1 入札参加資格

本委託に係る入札に参加する資格を有する者（特定業務委託共同企業体（以下「企業体」という。）で参加する場合における当該企業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- （4）民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者からの債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- （5）入札に参加しようとする者の役員等（入札に参加しようとする者が法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下本号から第10号までにおいて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。なお、本号から第10号までの各号において、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、当該入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- （6）暴力団員が、入札に参加しようとする者の経営に事実上参加していると認められる者でないこと。
- （7）入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員と協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用する等していると認められる者でないこと。
- （8）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）若しくは暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- （9）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- （10）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者でないこと。
- （11）都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成23年度告示第311号）第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿に、入札公告に示す業種について登載されており、かつ、本委託を行うにあたり、各法律、登録規定等において必要とされる資格及び経験を有している者であること。
- （12）本委託の公告日から入札日までのいずれの日においても、都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成17年度告示第28号）第3条第1項の規定による入札参加資格停止を受けていない者であること。
- （13）入札に参加しようとする二者以上が、親会社と子会社（会社法施行規則第3条に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にないこと。又は、入札に参加しようとする二者以上が、親会社を同じくする子会社同士の関係にないこと。
- （14）入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員（持株会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事を役員という。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する

者を現に兼ねていないこと。ただし、一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (15) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねていないこと。
- (16) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する者と夫婦関係にないこと。
- (17) 入札に参加しようとする二者以上の間で、一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員又は代表権を有する者と同じ住所地（同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。）に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にないこと。
- (18) (13) ～ (17) の各規定中の「入札に参加しようとする二者以上」は、企業体で入札に参加する場合は、「入札に参加しようとする二者以上の異なる企業体の構成員」に読み替えるものとする。
- (19) 主たる営業所とは、登記簿上の本店・支店とは関係なく、営業上の活動の中心である営業所を指すものとし、当該営業所であることの事実を判定する基準は、当該営業所が有する常時雇用労働者の数が全ての営業所のうち最も多いこととする。なお、同一自治区内に複数の営業所を有する場合は、当該営業所が有する当該常時雇用労働者の総数により判定するものとする。  
また、判定基準日は競争入札資格審査定期申請（指名願）、又は建設業者等級格付審査申請の受付初日の前日とし、証する資料としては当該判定基準日の前日以前の直近決算日における「法人市民税申告書」の写しとする。
- (20) 基本業務の成果を基に実施業務等の予定価格を積算する場合（例えば、基本設計業務委託の成果をもって、実施設計業務委託の予定価格を積算する等）は、基本業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (21) 本委託の入札参加申請書提出期限日において、本委託と同種の条件付一般競争入札の委託業務における完成検査結果が60点未満の者にあつては、完成検査結果の通知を受けてから3か月以上経過している者であること。
- (22) 入札公告の「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に示す要件を全て満たす者であること。

## 2 企業体に関する事項

公告において企業体により入札への参加を申請することを明示している場合は、企業体は次の各号の規定によるものでなければならない。

- (1) 企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 企業体の構成員数は、公告の「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の規定による。
- (3) 企業体は、構成員のうち最大の業務履行能力及び出資比率を有する代表構成員と、その他の構成員で構成する。
- (4) 企業体の構成員のいずれもが経常業務委託共同企業体でないこと。
- (5) 企業体の構成員のいずれもが、他の企業体の構成員を兼ねている者でないこと。
- (6) 公告において履行実績を求めている場合においては、構成員のいずれもが当該履行実績を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課契約担当
- (2) 掲示期間 本委託の公告日から入札公告において示す申請期限まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

## 4 契約担当部局

都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課契約担当 電話番号0986-23-2122（直通）

## 5 入札参加申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり契約担当部局に持参により提出し、本委託に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本委託の入札に参加

することができない。

なお、電子入札の方法により執行する場合は、下記の事項については公告に定めるものとする。

- (1) 交付及び提出場所 都城市総務部契約課契約担当
- (2) 交付及び提出期間 本委託の公告日から公告において示す申請期限まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (3) 申請書等の提出方法 電子入札システムによるものとする。ただし、落札者となった者は、原本を持参するものとする。
- (4) 申請書等の提出書類 次に掲げるものとする。
  - ア 入札参加申請書
  - イ 実績調書  
入札公告において求める委託業務の履行実績を記載すること。
  - ウ 実績調書を証明する資料  
イの実績調書に記載する履行実績の内容を証明する資料として、次に示すいずれかを添付すること。
    - ・履行証明書  
原則として、国又は地方公共団体が発注者であるものに限る。ただし、公告において特に定める場合は公告のとおりとする。
    - ・契約書の写し  
契約書は、必ず契約書の原本を持参し、契約担当者の確認を受けること。なお、契約書の原本は、申請時に必要箇所を確認して複写した後に直ちに返却するものとする。ただし、公告において特に定める場合は公告のとおりとする。
- (5) 入札参加資格確認結果は、公告において示す通知日までに通知する。
- (6) 申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。  
また、提出期限以降の申請書等の修正及び再提出は認めない。

## 6 入札参加資格の再確認請求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、書面（様式は自由）により理由の説明又は入札参加資格の再確認を請求することができる。
  - ア 入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日までに、持参により提出すること。
  - イ 受付場所は、上記「4 契約担当部局」に同じとする。
- (2) 当該請求に対する回答は、請求することができる最終日の翌日から起算して3日以内に行う。

## 7 入札保証金

都城市財務規則（以下「規則」という。）第118条の規定による。

## 8 期間入札に関する事項

入札を、期間入札の方法により執行する場合は、都城市期間入札実施要綱の規定によりこれを行う。

なお、入札書の提出期限及び開札日時については、公告及び入札参加資格確認結果通知書において示す。

- (1) 入札書の提出方法 書留又は簡易書留による郵送又は持参
- (2) 入札書の提出先  
都城市姫城町6街区21号 都城市総務部契約課契約担当 電話番号0986-23-2122（直通）  
※郵送による提出の場合は、到達場所（入札書の到達を判断する場所）を「都城市総務部総務課」とする。
- (3) 開札場所 都城市役所本館6階 入札室

## 9 入札方法等

- (1) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ封書にして行う。ただし、当該入札が期間入札の方法により執行されるものにあつては、当該入札書を封書（二重封筒）にして、指定された方法により提出すること。  
なお、期間入札の方法により執行されるもので、入札参加者が郵送の方法により入札書を提出する場合にあつては、指定された方法以外（普通郵便等）で提出された入札書は無効とする。

また、当該入札が電子入札の方法により執行されるものにあつては、公告及び電子入札マニュアルに示す所定の手続きに従い、入札すること。

- (2) 公告において委託業務価格の内訳を記載した委託業務費内訳書の提出を求めた場合においては、委託業務費内訳書を提出すること。委託業務費内訳書の金額は入札書に記載する入札金額と一致させること。

当該入札が期間入札の方法により執行されるものにあつては、当該内訳書を、入札書を封入した内封筒とともに外封筒に封入して指定された方法により提出すること。

当該入札が電子入札の方法により執行されるものにあつては、公告及び電子入札マニュアルに示す所定の手続きに従い、当該内訳書を添付して入札すること。

- (3) 入札の回数は1回とする。
- (4) 開札は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札の無効に関する事項

規則第150条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札参加資格停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (3) 委託業務費内訳書の提出を求める委託における、次のアからウに示す入札
- ア 入札の際に委託業務費内訳書が未提出である入札
  - イ 提出された委託業務費内訳書が未記入である等不備がある入札
  - ウ 委託業務費内訳書の作成に不正があった入札
- (4) 郵便入札の方法により執行する場合における、次のアからウに示す入札
- ア 入札書が指定された到達期限以降に到達した入札
  - イ 入札書が指定された以外の方法により提出された入札
  - ウ 封筒に指定された記載事項が記載されていない入札

## 11 落札者の決定方法

規則第146条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格で、規則第147条に規定する最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

また、変動型最低制限価格制度により執行する場合は、都城市変動型最低制限価格制度実施要領の規定によりこれを行う。

## 12 その他

- (1) 入札に参加することを他社に洩らしたと認められるときは、本委託の入札に参加できない場合がある。
- (2) 入札参加者の情報は、落札者決定の後公表する。ただし、事後審査型競争入札の方法により執行する場合は、落札候補者決定の後公表する。
- (3) 入札参加者は、この共通事項及び公告を理解の上、入札に参加すること。また、公告に定める内容がこの共通事項と異なる場合には、公告を優先する。

契約課において執行している建設工事及び建設関連業務委託の入札については、事後審査型の方法により入札を執行しています。

### 1. 事後審査型競争入札とは、

入札執行時には、予定価格の制限の範囲内において入札金額の最も低い者を『落札候補者』として決定し、市が定める期間内に必要な入札証明資格確認書類（以下「証明書類」といいます。）の提出を受け、内容の審査を行ったうえで、資格を満たしていると認められる場合に、『落札者』とする入札方式のことです。

### 2. 対象案件[競争入札案件に限ります。]

|      |                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象案件 | 設計金額が3,000万円を超える建設関連業務委託(建築設計業務(建築物施工監理業務を含む。)、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、土木測量設計業務) |
|      | 建築一式工事については、設計金額7,000万円以上<br>その他の建設工事については、設計金額3,500万円以上                                |

### 3. 証明書類等

証明書類等は次のとおりとします。

| 証明書類                                                         | 内容[証明書類は、「写し」で結構です。]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 事業者と配置予定技術者との雇用関係を証明する書類<br><br>◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。 | (1) 健康保険被保険者証又は被保険者標準報酬月額通知書(又は取得届)<br>(2) 住民税特別徴収税額通知書<br>(3) 雇用通知書[雇入通知書又は雇用条件通知書]<br>◆原則、証明書類は(1)～(3)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合においては、直接的かつ恒常的な雇用関係(雇用期間は※ <sup>1</sup> 及び※ <sup>2</sup> を参照)が確認できる証明書類も可とします。<br>※ <sup>1</sup> 一般競争入札においては、入札参加資格申請日以前3か月以上<br>※ <sup>2</sup> 指名競争入札においては、入札執行日以前3か月以上<br>ただし、建設関連業務委託に係る配置予定技術者については、証明書類の審査時に雇用関係を有していれば可とします。<br>◆事業所の代表者が技術者となる場合は、証明書類は不要です。 |
| ② 配置予定技術者の保有資格の内容を証明する書類<br><br>◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。   | (4) 免状(国家資格)証明書又は認定証(大臣認定者)<br>(5) 登録証(携帯登録証可※ <sup>3</sup> )<br>※ <sup>3</sup> の記載事項中に、所属企業名又は個人事務所の名称が記載してある場合は、①の雇用関係を証明する書類は不要とします。<br>(6) 資格(登録)証明書又は記載事項証明書<br>◆原則、証明書類は(4)～(6)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合(例えば、配置予定技術者が実務経験により資格を有しているなど)においては、雇用主(代表者)による実務経験を証する書類(様式は任意)も可とします。                                                                                                               |
| ③ 提出期限※ <sup>4</sup>                                         | 落札候補者となった日の翌日午後5時まで<br>※ <sup>4</sup> 提出期限日が土、日、祝日等である場合は、その直後の平日とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ④ 提出方法                                                       | 契約担当課窓口にて証明書類を持参するか又はファクシミリにより送信し、契約担当者の審査を受けること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

#### 4. 資格審査

落札候補者が証明書類を持参された場合には、提出された証明書類を直ちに審査し、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者に対し「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を手渡し、契約締結に必要な指示を行います。また、満たしていると認められない場合には、「入札参加資格審査確認結果通知書」を手渡します。

ファクシミリの場合は、送信された証明書類を直ちに審査し、審査による結果を電話により通知した後に「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を送達します。また、満たしていると認められない場合にも、その旨を電話により通知した後に、「入札参加資格審査確認結果通知書」を送達します。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した者のうち次点の者を落札候補者とし、証明書類の審査を行います。次点の落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は次順位の者を落札候補者として順次繰り上げるものとし、落札者が決定するまで資格審査を行います。

#### 5. 契約締結期限

落札者となった日（落札結果を通知した日）から7日以内とします。

#### 6. 入札の無効

次の場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- ①落札候補者が、提出期限までに証明書類を提出しない場合。
- ②落札候補者から提出された証明書類を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合。

#### 7. 留意事項

落札候補者が証明書類を提出できない等の理由により契約を締結できない場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ①落札候補者は落札者ではないため、契約を締結できなくなった場合でも違約金の徴収は行いません。

ただし、落札者となった者が、資格がないと確認できた場合は違約金が発生します。

- ②入札において、次点の者が複数存在した場合は、次順位の落札候補者となる者を決定するために、入札後に「くじによる抽選」を行うものとします。（ただし、電子入札システムの方法による入札の場合は、入札後ではなく、落札候補者となった者の入札が無効と認められたときに、システム上で行なわれます。）

また、当該次点の者が抽選に参加できない場合には、入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせることができるものとします。

なお、落札候補者が落札者と認められない場合は、次順位となった者を落札候補者とみなし、直ちに電話等により連絡し、必要な指示を行います。

#### 8. その他

- ①入札結果については、入札終了後に速やかに公表していますが、入札執行の方法又は当該入札案件の種類によっては、落札候補者が落札者として認定された後に行う場合もあります。御了承ください。
- ②落札候補者又は落札者以外への通知は、ホームページの入札結果の公表をもって代えるものとします。

## 都城市建設工事等電子入札上の注意事項

### 第1 目的

この注意事項は、電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### 第2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、都城市財務規則（平成18年規則第65号、以下「財務規則」という。）、都城市電子入札実施要綱（告示第307号、以下「実施要綱」という。）及び都城市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）並びにこの注意事項を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、都城市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

### 第3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び同施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 第4 入札の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、都城市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、都城市に当該ICカードを登録しておかなければならない。

### 第5 入札書の提出

- 1 入札に係る手続きは、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリ等による入札書の提出は認めない。
- 2 入札書の提出期限までに、都城市が使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理しない。
- 3 実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当する場合は、書面による入札（以下「紙入札」という。）に関する承諾（移行）願を提出し、承諾を得たときは、紙入札をすることができる。

なお、この場合の入札書は、紙入札に準じて封書にしたものを持参により提出する。

## 第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、入札書とともに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札の場合にあっては、入札書に同封して提出するものとする。

なお、工事費内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする。

## 第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の100分の5以上とする。ただし、財務規則第118条第2項の規定に該当する場合は免除する。

## 第8 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前任何时候でも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- 3 入札締切予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

## 第10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

- 1 やむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困難と都城市が認めた場合は、紙入札に変更することがある。
- 2 入札参加者が、第2及び第3の規定に抵触したとき等、都城市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

## 第11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を電子入札システムにより入札参加者に明らかにするものとする。

## 第12 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当し紙入札による場合は、別に定める「入札上の注意事項」の第5に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 同一人が同一事項について提出した2通以上の入札書
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が提出した入札書

- (4) 入札保証金を納めず、又は不足する者が提出した入札書
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札書
- (6) 予定価格を事前公表している場合において、入札金額が予定価格を上回る入札書
- (7) 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札
- (8) 同一の案件において電子入札及び紙入札の双方により提出のあった入札書
- (9) 内訳書が提出されていない入札書及び入札金額と内訳書の合計額が一致しない入札書及び内訳書の計算が間違っている入札書
- (10) その他入札条件に違反した入札書

### 第 13 失格

最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回ることとなる価格で入札をした者は失格とする。

### 第 14 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。
  - (1) 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）にあつては、入札公告に定めるところによる。
  - (2) 指名競争入札にあつては、地方自治法第 2 3 4 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（第 1 3 の規定により失格となった者を除く。）を落札者とするを原則とする。なお、落札者となるべき最低の価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、その入札参加者が入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づき電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

### 第 15 再度入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は 1 回限りとし、入札回数は初回を含めて 2 回までとする。

なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。
- 2 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が失格又は無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

## 都城市建設工事等電子見積合わせ上の注意事項（随意契約用）

## 第1 目的

この注意事項は、電子入札システムを使用して行う随意契約の見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## 第2 法令等の遵守

- 1 見積参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、都城市財務規則（平成18年規則第65号、以下「財務規則」という。）、都城市電子入札実施要綱（告示第307号、以下「実施要綱」という。）及び都城市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）並びにこの注意事項を遵守しなければならない。
- 2 見積参加者は、見積りに際しては、都城市の指示に従い、円滑な見積合わせに協力し、正常な見積合わせの執行を妨げたり、他の見積参加者の見積りを妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい見積参加者として見積合わせに臨まなければならない。
- 3 見積参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、見積書を提出しなければならない。

## 第3 公正な入札の確保

- 1 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び同施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

## 第4 見積の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、代表者又は当該代表者から見積りに関する権限の委任を受けた者とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、都城市にＩＣカードを登録しておかなければならない。

## 第5 見積書の提出

- 1 この見積合わせは、見積書の提出及び届出等を、電子入札システムを使用して行う案件を対象とする。  
なお、電子入札システムを使用できない者は、都城市の承諾を得て紙見積合わせ方式に代えるものとする。紙見積合わせの承諾に関しては、都城市に承諾（移行）願を提出するものとする。
- 2 見積書は、電子入札システムを使用して提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる提出は認めない。ただし、1により承諾を得た場合には、持参により見積書を提出することができる。
- 3 見積書の提出期限までに、都城市が使用する電子計算機に備えられたファイルに、見積合わせ入札の見積金額その他所定の情報が記載されない見積書は、受理しない。

## 第6 見積書の提出辞退

- 1 見積参加者は、見積書の提出を希望しない場合は、見積書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 見積参加者は、見積書の提出を辞退する場合は、見積書の提出期間中にシステムを使用して辞退届を提出するものとする。
- 3 見積締切り予定時間を過ぎても見積書が電子入札システムに到達していない場合は、当該見積参加者が見積書の提出を辞退したものとみなす。
- 4 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

## 第7 見積書の書換等の禁止

見積参加者は、電子入札システムを使用して提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。見積金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として見積価格の無効の訴えを提起できないものとする。

## 第8 見積合わせ方式の変更及び見積合わせの取りやめ等

- 1 やむを得ない事由により、電子入札システムを使用した見積合わせの続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた見積合わせ方式（以下「紙見積合わせ」という。）に変更することがある。
- 2 見積参加者が、第2及び第3の規定に抵触したときなど、都城市が必要と認めるときは、見積合わせの執行を延期し、当該見積合わせに関する調査を行うことがある。  
調査の結果、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積合わせの執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により都城市が調査を行うときは、見積参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 見積合わせ執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

## 第9 見積合わせの効力

次の各号のいずれかに該当する見積合わせは、無効とする。ただし、実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当し紙見積合わせによる場合は、別に定める「入札上の注意事項」の第5に準じるものとする。

- (1) 見積合わせ参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 同一人が同一事項について提出した2通以上の見積書
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が提出した見積書
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる見積書
- (5) 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした見積書
- (6) 同一の案件において電子見積合わせ及び紙見積合わせの双方により提出のあった見積書
- (7) その他入札条件に違反した入札書

## 第10 随意契約の相手方の決定方法等

- 1 随意契約の相手方の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で見積書の提出をした者を随意契約の相手方とすることを原則とする。

- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって見積価格とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分に100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を見積書に記載すること。
- 3 随意契約の相手方となるべき最低の価格での見積合わせをした者が2人以上あるときは、その見積参加者が見積合わせと同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじシステムにより随意契約の相手方を決定する。

#### 第11 見積合わせ回数

- 1 見積合わせの回数は、限度なしとする。
- 2 初回の見積合わせに参加しなかった者又は見積合わせが無効となった者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。